

文化・体育両委員会規約

- 第1条 文化・体育両委員会は各学級より選出された2名の委員をもって構成し、顧問をおく。委員長、副委員長は委員の中で互選により選出する。
- 第2条 委員長が欠員の場合には副委員長が代行する。
- 第3条 文化委員会は、文化祭その他の校内文化行事の立案、企画と進行、及び生徒会誌「六花」の企画、編集を行う。
- 第4条 体育委員会は体育大会、球技大会その他の校内体育行事の立案、企画と進行を行う。
- 第5条 文化・体育両委員長は文化部・運動部を統率しその活動の推進力となり会合の際には議長となる。
- 第6条 文化・体育両委員会の立案、企画と進行については常に生徒会執行部と緊密な連携の上に行われる。
- 第7条 文化・体育両委員会は行事を行うとき学校、同窓会、PTA等と連携を保つ。